

平成26年度

栃木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

栃木市監査委員

栃市監第34号
平成27年8月18日

栃木市長 鈴木 俊美 様

栃木市監査委員 藤沼 康雄

栃木市監査委員 千葉 正弘

平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見書を提出いたします。

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果	1
第3	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	1
1	総合意見	1
2	個別意見	5
(1)	実質赤字比率	5
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	11
(5)	地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率	13
(6)	地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率	14
3	是正改善を要する事項	16
4	まとめ	16

平成26年度

栃木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成27年7月10日から平成27年8月17日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
 - (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
 - (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

第3 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

1 総合意見

地方公共団体は、以下の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。

本市における平成26年度の健全化判断比率は、表1のとおりである。前

年度と比較して実質公債費率は0.2ポイント減少、将来負担比率は25.8ポイント減少しており、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

また、地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

本市における平成26年度の資金不足比率は、表2のとおりである。水道企業会計、下水道特別会計、農業集落排水特別会計、医療福祉モール特別会計及び千塚町上川原産業団地特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

(表1) 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区分	26年度	25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.55	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.55	30.00
実質公債費比率	8.9	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	57.1	82.9	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載
 2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

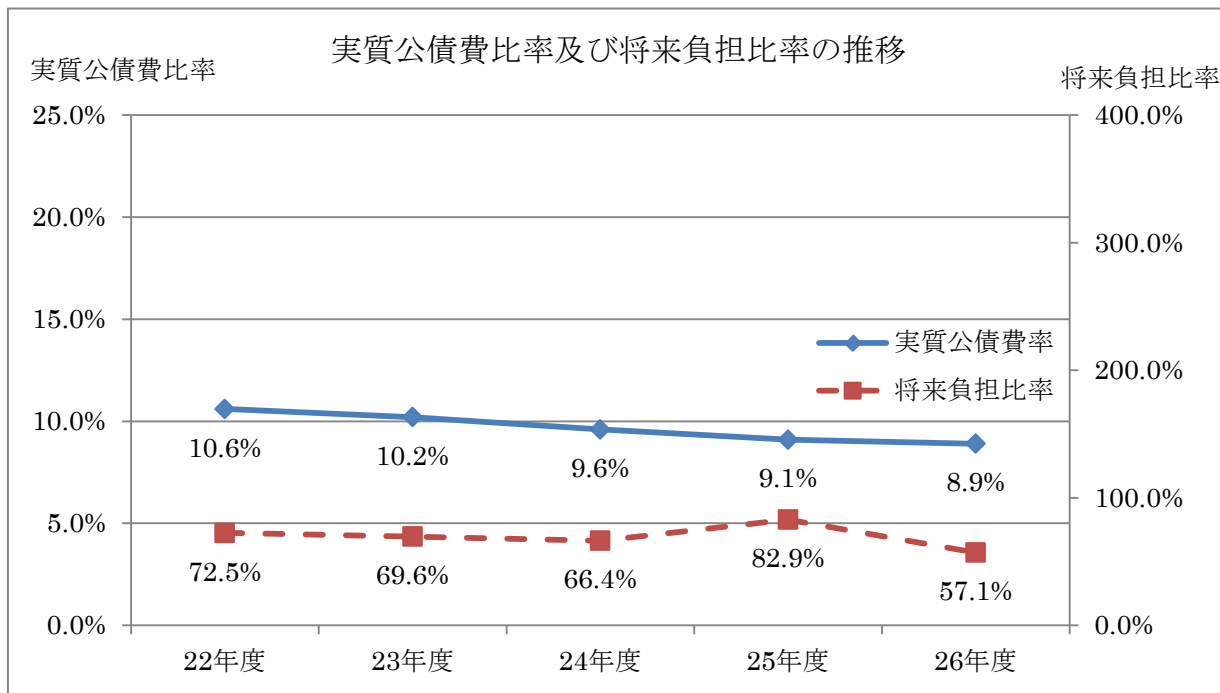
(表2) 資金不足比率の状況

(単位：%)

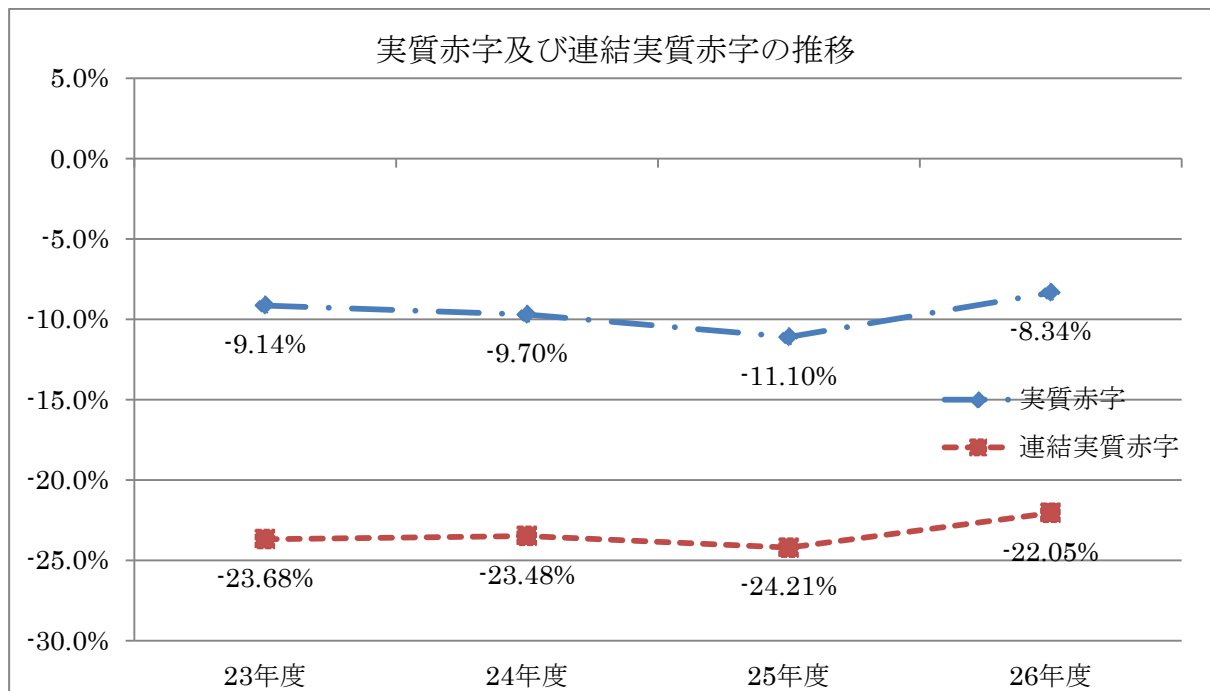
会計名	26年度	25年度	経営健全化基準
水道企業会計	—	—	20.0
下水道特別会計	—	—	
農業集落排水特別会計	—	—	
医療福祉モール特別会計	—	—	
千塚町上川原産業団地特別会計	—	—	

- (注) 1 資金不足が生じていない場合「—」と記載
 2 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

最近5年間の健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移をみると、合併により上昇する年度もあったが、概ね低下している。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、参考として最近4年間の実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		※ 1	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	将 来 負 担 比 率						
	一般会計等に属する特別会計												
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資 金 不 足 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	将 来 負 担 比 率						
		後期高齢者医療特別会計											
		介護保険特別会計											
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業						水道事業会計	資 金 不 足 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	将 来 負 担 比 率
		地方公営企業法非適用企業						下水道特別会計					
								農業集落排水特別会計					
								医療福祉モール特別会計					
	千塚町上川原産業団地特別会計												
土地開発公社			資 金 不 足 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	※ 2	準 元 利 償 還 金 の 対 象 会 計	将 来 負 担 比 率						
損失補償団体													

※1 実質赤字比率

※2 実質公債費比率

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

平成26年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス30億8215万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模(B)は369億1376万円となっており、前年度に比べ2億8852万円増加している。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
実質赤字額(A)	△3,082,150	△4,066,530	984,380	・・・
標準財政規模(B)	36,913,763	36,625,242	288,521	100.7
(A/B×100)	△8.34	△11.10		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.55			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

*標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

*翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

平成26年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス8億4241万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
連結実質赤字額(A)	△8,142,414	△8,869,646	727,232	…
実質赤字合計額	—	74,200	皆減	…
資金不足額合計額	—	—	—	…
実質黒字合計額	3,813,939	4,641,807	△827,868	82.1
資金剰余額合計額	4,328,475	4,302,039	26,436	100.6
標準財政規模(B)	36,913,763	36,625,242	288,521	100.7
(A/B×100)	△22.05	△24.21		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.55			
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

*実質赤字（黒字）合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字（黒字）を生じた会計の実質赤字（黒字）の合計額。

*資金不足額（剰余額）合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額（剰余額）を生じた会計の資金の不足額（剰余額）の合計額

一般会計等の会計別実質収支額をみると、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計において、実質収支額に黒字が生じている。

（一般会計等）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	69,013,027	64,973,284	957,593	3,082,150
小計				3,082,150

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	19,239,988	18,755,485	0	484,503
後期高齢者医療特別会計	1,660,188	1,648,056	0	12,132
介護保険特別会計	13,118,571	12,883,417	0	235,154
小計				731,789
合計				3,813,939

公営企業会計の会計別資金剰余額をみると、千塚町上川原産業団地特別会計を除くすべての会計において資金剰余額が発生している。

(地方公営企業法適用企業)

(単位：千円)

会計名	流動資産等	算入地方債	流動負債等	資金剰余額
水道事業会計	4,508,528	0	372,627	4,135,901
小計				4,135,901

(地方公営企業法非適用企業)

(単位：千円)

会計名	歳入額	算入地方債	歳出額	資金剰余額
下水道特別会計	4,836,480	0	4,690,456	146,024
農業集落排水特別会計	342,753	0	333,170	9,583
医療福祉モール特別会計	52,368	0	51,285	36,967
千塚町上川原産業団地特別会計	1,027,901	0	1,026,926	—
小計				192,574
合計				4,328,475

※医療福祉モール特別会計の資金剰余金は、土地収入見込額を含む。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した平成26年度の実質公債費比率は8.9%となり、これは早期健全化基準である25.0%を16.1ポイント下回っている。

当年度の実質行為費比率（過去3カ年平均値）は前年度に比べ0.2ポイント改善している。

（単位：千円、%）

項目	26年度	25年度	24年度	23年度
地方債の元利償還金(A)	6,690,746	5,499,195	5,563,306	5,667,807
地方債の準元利償還金(B)	2,483,784	3,109,389	3,250,147	3,322,823
地方債償還に充当される特定財源(C)	867,342	895,763	881,910	952,234
元利償還金・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額(D)	5,391,142	5,096,741	5,002,057	4,947,480
標準財政規模(E)	36,913,763	36,625,242	36,256,958	36,490,852
(F) = (A + B) - (C + D)	2,916,046	2,616,080	2,929,486	3,090,916
(G) = (E - D)	31,522,621	31,528,501	31,254,901	31,543,372
実質公債費比率(単年度) (F / G × 100)	9.25065	8.29751	9.37289	9.79894
26年度実質公債費比率(3か年平均値)	8.9			
25年度実質公債費比率(3か年平均値)		9.1		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

26年度実質公債費比率及び25年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

* 基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額。

地方債の元利償還金(A)は66億9074万円となっており、前年度に比べ11億9100万円増加している。

(単位：千円)

項目	26年度	25年度	24年度	23年度
一般会計等に係る公債費(a)	6,795,865	5,658,195	5,761,506	5,820,384
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	105,119	159,000	198,200	152,577
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	—	—	—	—
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(e)	—	—	—	—
地方債の元利償還金 ($A = a - b - c - d + e$)	6,690,746	5,499,195	5,563,306	5,667,807

地方債の準元利償還金(B)は24億8378万円となっており、前年度に比べ6億2560万円減少している。

(単位：千円)

項目	26年度	25年度	24年度	23年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	2,260,103	2,213,878	2,225,706	2,210,752
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	107,195	864,804	828,770	1,025,782
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	116,486	30,707	195,671	86,289
一時借入金の利子	—	—	—	—
地方債の準元利償還金(B)	2,483,784	3,109,389	3,250,147	3,322,823

* 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成26年度の将来負担比率は57.1%となっており、前年度に比べ25.8ポイント減少し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
将来負担額(A)	101,102,802	103,074,641	△1,971,839	98.1
地方債現在高	60,944,834	58,001,607	2,943,227	105.1
債務負担行為に基づく支出 予定額	114,917	142,461	△27,544	80.7
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てる ための一般会計等からの繰 入見込額	27,389,923	28,208,348	△818,425	97.1
組合等が起こした地方債の 償還に係る負担等見込額	607,713	3,598,852	△2,991,139	16.9
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	11,996,521	13,068,564	△1,072,043	91.8
設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	48,894	54,809	△5,915	89.2
連結実質赤字額	0	0	0	...
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額	0	0	0	...
充当可能財源等(B)	83,086,740	76,927,474	6,159,266	108.0
充当可能基金額	15,012,781	9,027,589	5,985,192	166.3
特定歳入見込額	9,241,314	8,858,453	382,861	104.3
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	58,832,645	59,041,432	△208,787	99.6
標準財政規模(C)	36,913,763	36,625,242	288,521	100.8
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額(D)	5,391,142	5,096,741	294,401	105.8
(A-B)	18,016,062	26,147,167	△8,131,105	68.9
(C-D)	31,522,621	31,528,501	△5,880	100.0
$((A-B)/(C-D) \times 100)$	57.1	82.9		
早期健全化基準	350.0			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源等} = & \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込み額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額。

* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額。

* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額。

(5) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 水道企業会計

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス41億3590万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△4,135,901	△4,176,476	40,575	...
流動負債等(a)	372,627	774,625	△401,998	48.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	4,508,528	4,951,101	△442,573	91.1
事業規模(B)	2,381,095	2,419,028	△37,933	98.4
(A/B×100)	△173.7	△172.7		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

*流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債等を控除した額。

*算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

*流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額。

(6) 地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益相当額} - \text{受託工事収益相当額}$$

① 下水道特別会計

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1億4602万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△146,024	△107,727	△38,297	…
歳出額(a)	4,690,456	4,415,202	275,254	106.2
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	4,836,480	4,522,929	313,551	106.9
事業規模(B)	1,214,571	1,153,797	60,774	105.3
(A/B×100)	△12.0	△9.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

② 農業集落排水特別会計

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス958万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
資金不足額(A = a + b - c)	△9,583	△16,254	6,671	…
歳出額(a)	333,170	328,434	4,736	101.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	342,753	344,688	△1,935	99.4
事業規模(B)	70,536	67,718	2,818	104.2
(A/B × 100)	△13.6	△24.0		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

③ 医療福祉モール特別会計

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス3696万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
資金不足額(A = a + b - c + d)	△36,967	△1,582	△35,385	…
歳出額(a)	51,285	5,312	45,973	965.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	52,368	5,570	46,798	940.2
土地収入見込額(c)	35,884	39,910	△4,026	89.9
地方債残高(d)	—	38,586	皆減	…
事業規模(B)	50,552	1,333	49,219	3792.3
(A/B × 100)	△73.1	△118.7		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

④ 千塚町上川原産業団地特別会計に係る資金不足比率について

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項目	金額			前年度比
	26年度	25年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	0(※)			
歳出額(a)	1,026,926			
算入地方債現在高(b)	—			
歳入額等(c)	1,027,901			
事業規模(B)	933,400			
(A/B×100)	—			
資金不足比率	—			
経営健全化基準	20.0			

※地方債残高が剰余額を上回るため、資金不足額は発生しない。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

4 まとめ

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、地方債の元利償還金は増加したものの、標準財政規模が増加したことなどにより前年度から低下している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる充当可能基金などの充当可能財源等が増加したことなどにより前年度から低下している。

さらに、当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

健全化判断比率が公表された平成19年度以降の実質公債費比率及び将

来負担比率の推移についてみると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っている。引き続き、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進められたい。